

第 6 2 号議案

足立区環境基本条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 1 6 年 9 月 2 1 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区環境基本条例の一部を改正する条例

足立区環境基本条例（平成 1 1 年足立区条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 6 章中第 2 5 条を第 2 6 条とし、同章を第 7 章とし、第 5 章の次に次の 1 章を加える。

第 6 章 足立区環境基金審査会

第 2 5 条 足立区環境基金条例（平成 1 6 年足立区条例第 9 号）第 1 条に規定する支援（以下「支援」という。）を適正に行うため、区長の附属機関として、足立区環境基金審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審査する。

（ 1 ） 支援の対象となる活動

（ 2 ） 前号に掲げるもののほか、支援に必要な事項

3 審査会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員 9 人以内をもって組織する。

（ 1 ） 区民

（ 2 ） 区議会議員

（ 3 ） 学識経験者

4 前条第 5 項から第 8 項までの規定は、審査会について準用する。

付 則

（ 施行期日 ）

1 この条例は、公布の日から施行する。

(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例 (昭和 39 年足立区条例第 17 号) の一部を次のように改正する。

別表区長の部足立区環境審議会の項の次に次のように加える。

足立区環境基金審査会	日額 8,000円
------------	-----------

(提案理由)

環境基金審査会を附属機関として設置する必要があるので、この条例案を提出いたします。